

助け合いで地域を守る

自主防災組織を設立しよう

大地震などの災害が発生した場合、建物の倒壊や火災が同時に多発し、一時的に消防などの公共機関の対応能力を超えてしまう恐れがあります。こうした状況では、地域住民の連携による防災活動が必要不可欠になります。今回は、「自主防災組織」の設立と、その取り組みについて紹介します。

活動に組織的に取り組むことが必要不可欠です。

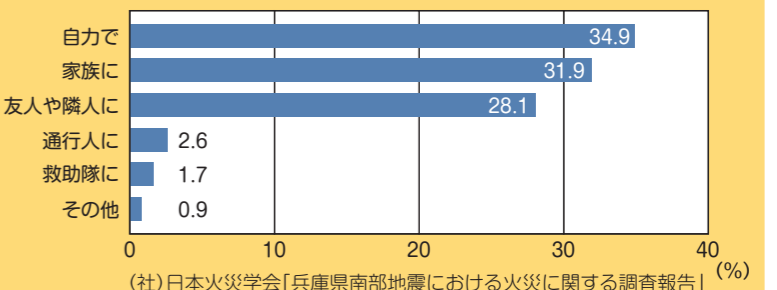
自主防災のきっかけは 阪神・淡路大震災

現在、美郷町には消防団の分団が14あり、413人の団員がいます。消防団の皆さんは日ごろから厳しい訓練を行っています。このような中、なぜ自主防災組織が必要なのかと、疑問を持つ人もいるのではないのでしょうか。

自主防災組織の必要性が叫ばれるようになったのは、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災だといわれています。死者6千人を超える悲劇をもたらした大災害でした。

この震災では建物の倒壊により約15万人が生き埋めになりました。このうち約6割の人が家族や友人、隣人などの地域の人々によって救助されました（下記表参照）。さらに、地域の人々が協力し合って、初期消火や被災者の誘導も行われました。

このように、消防などの公共機関からの援助がすぐに及ばない大災害では、いっそう地域の防災活動の役割は大きくなります。



阪神・淡路大震災 地域力でたくさんの命が 救われています

平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災では、救出された被災者の約6割が、家族または友人や隣人などから救出されています。災害時には地域の力が大きな支えになります。



■消防署員からAEDを使った救急救命講習を受ける琴平自主防災組織の皆さん

自分たちの地域は 自分たちで守る

災害が発生したときに、被害を最小限に抑えるためには自分自身を守る「自助」、隣近所の連携で助け合う「共助」、消防などの公共機関による救助・救援などの「公助」が、それぞれ最大限に機能を発揮することが重要です。町では、この「共助」にあたる自主防災組織を行政区単位で設立してもらおうと働きかけを行っています。

ひとたび大地震などの災害が発生した場合、個人や家族の力だけで被害の拡大を防ぐには限界があります。また、建物の倒壊や火災が同時に多発して一時的に消防などの公共機関の対応能力を超えてしまうことや、道路が寸断されて救急車両の到着が大幅に遅れる事態が想定されます。このような状況では、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まり、互いに協力しながら初期消火、避難誘導、救出・救護といった

自主防災組織 町内の組織率は82%

自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、自主防災組織の規約や構成員名簿を作成することで成立します。設立には許可申請などの手続きは不要ですが、災害時には町や消防機関との連携が必要なため、町に組織の結成を知らせておくこと（届出）が必要です。設立までの流れや、規約、名簿等の作成方法は町住民生活課までご相談ください。また、届出書や書類の記入例は町のホームページからもダウンロードできます。

現在、美郷町内には116の行政区があります。8月15日現在、このうち95の行政区が自主防災組織を設立（組織率は97%）しています。

自主防災組織を設立した行政区では、連絡網の整備や災害時要援護者の確認などの活動を行っています。また、避難訓練や炊き出し訓練を行い、災害時の活動に備えている組織もあります。

10月15日現在、55の組織で自主防災訓練を行っています。これは自主防災組織を設立した行政区の約6割にあたります。各行政区における防災訓練の様子は次のページで紹介いたします。

災害時に問われる 地域の力

ひとたび大地震などの災害が発生した場合、地域の力を総動員して立ち向かうこととなります。お年寄りや障がいのある方、小さなお子さんなど、いわゆる災害時要援護者の緊急避難には、地域の民生委員や福祉団体などの連絡が欠かせません。また、救出・援護のためには地元消防団、事業所などとの連携が大変効果を発揮します。自主防災組織の設立にあたっては地域の力を最大限に活かす必要があります。そして、組織の活動範囲を防災だけに限定せず、安全で安心して住める地域づくりのための土台とすることは、失われがちな地域コミュニティの形成にも役割を果たす効果が期待できます。

自主防災組織をつくるには

現在、美郷町内では95の行政区が自主防災組織を設立しています。自主防災組織を設立した行政区では、連絡網の整備や災害時要援護者の確認などの活動を行っています。また、避難訓練や炊き出し訓練を行うなど、災害時の活動に備えている組織もあります。組織の設立を考えている行政区は、難しく考えず、まずは町住民生活課にご相談ください。

- 1 自主防災の必要性などを、行政区、地元消防団などで話し合い、設立の合意をとる
- 2 自主防災組織の規約や構成員名簿を作成する
- 3 規約、名簿、自主防災組織届出書を町住民生活課に提出する

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

暮らしの安全・ 安心を守るため

安全安心プロジェクトでは暮らしの安全・安心を守るため次のような事業を行っています。

住宅用火災警報器設置支援事業

平成23年5月31日までの設置義務化に伴い、住宅用火災警報器の購入費の一部を助成しています。助成金額は1世帯あたり購入金額の2分の1で、上限は5,000円です。交付基準、手続き方法は広報美郷9月号8ページをご覧ください。お問い合わせください。

問●住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

一般住宅耐震改修促進事業

大規模な地震が発生したときの被害を最小限におさえるため、木造住宅の耐震診断および耐震改修にかかる経費を助成しています。

対象●昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住している木造住宅

助成額●耐震診断 上限5万円
耐震改修 上限60万円

問●建設課 建設管理班 ☎0187-84-4910

防災行政無線整備事業

平成20年度から平成23年度までの間に放送子局114局を設置し、緊急時の即時情報伝達に努めます。緊急地震速報など「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」にも対応し、防災行政無線で自動的に放送されるようになっています。



「防災行政無線 今何言った？」確認したいときは
☎0187-85-3981または☎0187-85-3982に
電話していただければ、放送内容を聞くことができます。

要援護者支援事業

(緊急情報キット みさと安心パック)

ケースの中に氏名、住所、持病やかかりつけの病院などを記入した用紙を入れて冷蔵庫で保管します。万一の救護の際、必要な情報を的確に救急隊に伝えることができるため、迅速で効果的な処置につながります。ひとり暮らしの高齢者世帯などを対象に配布しています。

